

学生に対する経済的支援の現状と課題（補足資料）

I：学生・保護者の教育費負担の現状

- 家庭の教育費負担に係る主なアンケート調査結果 1
- 少子化社会に関する国際意識調査結果（抜粋） 2
- 教育機関に対する公財政支出 3
- 大学の学生納付金の国際比較 4
- 消費支出に占める教育費等の割合の経年変化 5
- 夫婦と子ども一人世帯の年齢層別教育関係費 6
- 学生生活費 推移 7
- 大学教育への投資と収益の関係 8
- 収入額内訳の推移 大学学部（昼間部） 9
- アルバイト従事状況の推移 10
- 平均世帯に対する大学生の出身世帯の所得の推移、家庭の収入階層区分別学生数の割合の推移 11
- 第I五分位と第V五分位に属する学生数の割合の推移 12
- 大学教育の機会均等に関する意識 13

II：学生に対する経済的支援策

- 学種別貸与人員及び貸与率（平成18年度予算） 14
- 日本学生支援機構奨学金貸与月額（平成18年度予算） 15
- 全学生のうち奨学金を受給している者の割合の推移 16
- 諸外国における高等教育の奨学金事業の概要 17
- 民間団体等による育英奨学事業の概要 18
 - ・ 民間団体による育英奨学事業の概況 19
 - ・ 主要大学の育英奨学事業の状況（平成17年度） 20
 - ・ 特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度 21
- 私立大学等の経常費に対する補助 22
- 私立大学等への補助金の仕組み 23
- 国立大学法人の授業料等免除について 24
- 私立大学等経常費補助金（特別補助）授業料減免事業等支援経費の概要 25
- 大学院学生に対する主な経済的支援 26
 - ・ 独立行政法人日本学術振興会による特別研究員事業（フェローシップ） 26
 - ・ ティーチング・アシスタント（TA） 27
 - ・ リサーチ・アシスタント（RA） 28
 - ・ 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業 29
 - ・ 授業料免除制度 30

Ⅱ：学生に対する経済的支援策

学種別貸与人員及び貸与率(平成18年度予算)

区 分		学生数	貸与人員			貸与率		
			無利子貸与	有利子貸与	計	無利子貸与	有利子貸与	計
		人	人	人	人	%	%	%
大 学		2,720,288	241,403	491,143	732,546	8.9	18.1	26.9
大学院	修士課程	161,464	32,928	28,204	61,132	20.4	17.5	37.9
	博士課程	52,587	25,485	1,853	27,338	48.5	3.5	52.0
	計	214,051	58,413	30,057	88,470	27.3	14.0	41.3
高等専門学校		56,312	12,158	428	12,586	21.6	0.8	22.4
専修学校専門課程		629,775	21,167	106,527	127,694	3.4	16.9	20.3
小 計		3,620,426	333,141	628,155	961,296	9.2	17.4	26.6
海外留学		-	-	3,132	3,132	-	-	-
高 校 等		3,629,659	127,199	-	127,199	3.5	-	3.5
合 計			460,340	631,287	1,091,627			

(注) 学生数は平成17年度の数である。

日本学生支援機構奨学金貸与月額（平成18年度予算）

① 無利子貸与（第一種奨学金）

区 分		自 宅	自 宅 外
大 学	国 公 立	45,000	51,000
	私 立 大	54,000	64,000
	私 立 短大	53,000	60,000
	通信教育	88,000	
大 学 院	修士課程	88,000	
	博士課程	122,000	
高 等 専 門 学 校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	45,000	51,000
	私 立	53,000	60,000

・ 入学時等の需要に対応した奨学金(入学直後の貸与月額に有利子で30万円を増額可能)

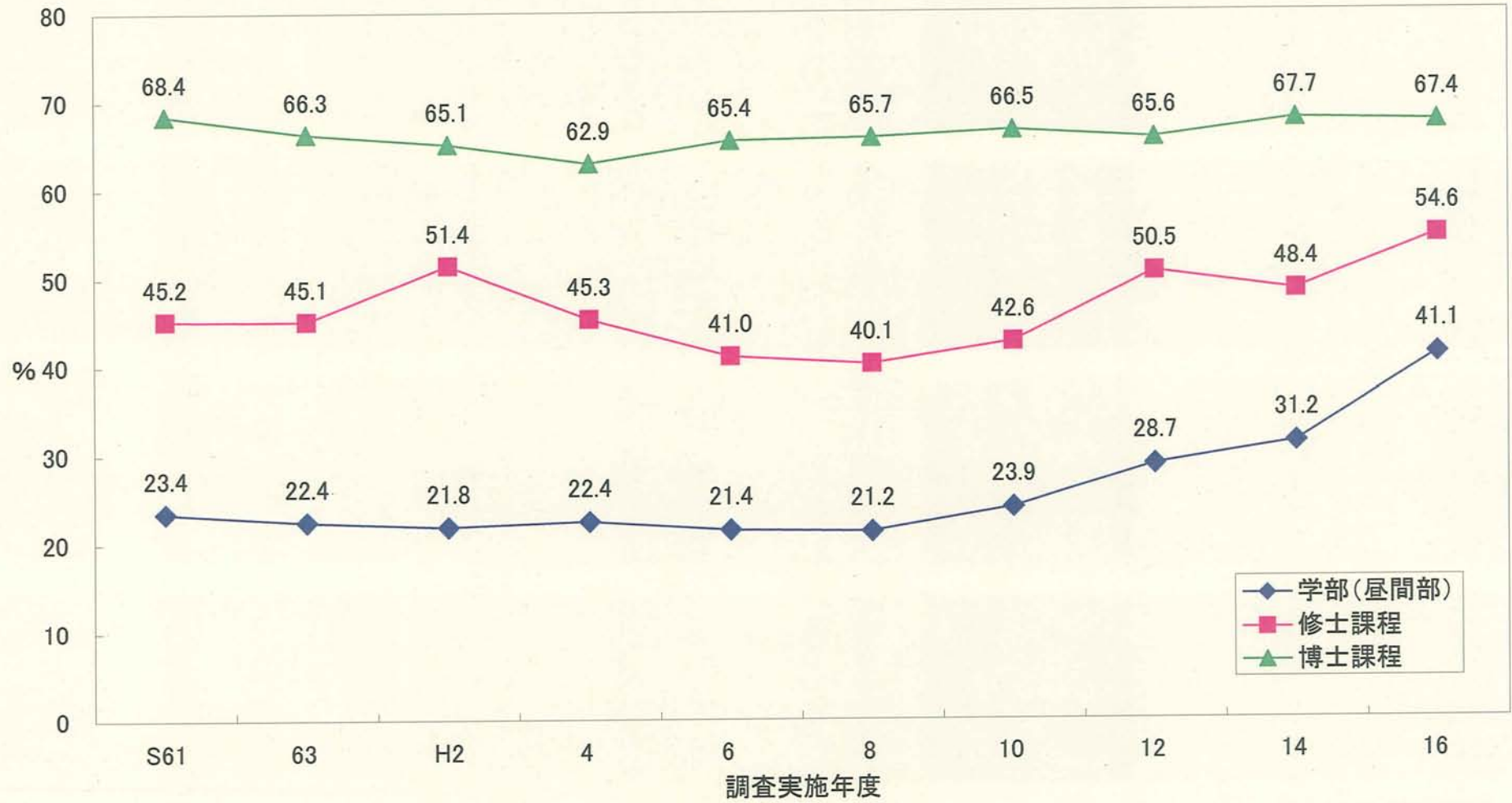
② 有利子貸与（第二種奨学金）

区 分	貸 与 月 額
大学・短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校専門課程	30,000円 50,000 80,000 100,000 } 学生が選択
大学院修士課程・博士課程	50,000円 80,000 100,000 130,000 } 学生が選択

- ・ 法科大学院は4万円、7万円増額可能（17万円、20万円の貸与月額設定）
- ・ 私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円増額可能
- ・ 入学時等の需要に対応した奨学金(入学直後や短期留学の際に貸与月額に有利子で30万円を増額可能)

全学生のうち奨学金を受給している者の割合の推移

19



(出典: 学生生活調査)

諸外国における高等教育の奨学金事業の概要

国名	学生数	奨学金事業 事業規模 (給与・貸与別)	奨学金額 年 (大学学部)	授業料 (年額)	備考
アメリカ (2003年度)	約 1,593万人 (2001年度)	約 延べ1,694万人 約 7兆8,848億円 (給与 1兆7,969億円 貸与 6兆0,879億円)	給与(ハール) 平均30.3万円 (約514万人) 貸与(スチフォード) 平均67.0万円 (約886万人)	州立 50.0万円 私立 208.9万円 (2002年度)	授業料は州立、私立とも平均額。
イギリス (2004年度)	約 237万人 (2002年度)	原則希望者全員 (2003年度は81%) ※フルタイム学生が対象 貸与総額は不明	貸与(最高額) 自宅 64.4万円 自宅外 100.4万円 ※ロンドンの場合	国立は22.9万円 が最高であり収入により減免。 (2004年度)	2006年から授業料は最高3,000ポンドまで認められる。
フランス (2003年度)	約 226万人 (2003年度)	約 48万人 給与総額は不明	給与(最高額) 53.7万円	国立は原則無償 ※ただし登録料として1.9万円を徴収。(2003年度)	
ドイツ (2002年度)	約 194万人 (2002年度)	約 45万人 (2002年度) 約 1,621億円	半額給与・半額貸与 (最高額) 67.1万円 (親の収入状況等により減額)	州立は原則無償 ※ただし、学生バス代及び学生福祉会経費等として1.8万円(ボン大学の例)を徴収。	
日本 (2005年度)	約 300万人 (2005年度)	約 79万人 約 6,238億円 (給与 なし 貸与 6,238億円)	無利子貸与 52.8~75.6万円 有利子貸与 36.0~120.0万円	国立 53.6万円 公立 53.1万円 私立 83.1万円 (2005年度)	国立は授業料標準額であり公・私立は平均額。

- (注) 1. 諸外国は政府機関等の奨学制度(出典:「教育指標の国際比較(平成18年版)」(文部科学省)、日本は日本学生支援機構の奨学金事業(高等学校・専修学校・海外留学分を除く)。
2. アメリカ、イギリスの学生数はパートタイムを含む。

民間団体等による育英奨学事業の概要

文部科学省では、育英奨学事業の在り方等の検討に資するため、4年毎に民間団体等による育英奨学事業の実態を調査している。平成15年度調査より日本学生支援機構へ事業移管した。

平成15年度の調査結果によれば、事業を実施している団体等の数は、2,814であり、これらの団体等から奨学金を支給されている奨学生数は26万9千人、奨学金支給総額は721億円となっている。

①事業主体数

区分	公益法人	地方公共団体	学校・その他	計
主体数	847	809	1,158	2,814
平成11年度	1,016	1,024	1,352	3,392

(注)「学校・その他」とは、学校、営利法人、個人、任意団体である。

②奨学生数

区分	民間団体等					計	《参考》 日本育英会
	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他		
大学院	人 210	人 8,078	人 2,865	人 34	人 90	人 11,277	人 76,231
短期大学	22,971	58,112	25,338	60	450	106,931	546,052
高等専門学校	2,469	4,489	1,218	0	47	8,223	44,013
高等学校	913	38	421	0	9	1,381	6,566
高等専修学校	61,938	10,768	51,891	25	888	125,510	105,432
その他の (各種学校等)	4,696	4,376	3,186	0	91	12,349	85,387
	717	688	2,657	0	78	4,140	—
合計	93,914 (34.8%)	86,549 (32.1%)	87,576 (32.5%)	119 (0.0%)	1,653 (0.6%)	269,811 (100.0%)	863,681 —
増減数	△ 10,497	40,303	5,990	△ 277	△ 4,920	30,599	269,473
増減率	△ 10.1%	87.1%	7.3%	△ 69.9%	△ 74.9%	12.8%	45.3%
平成11年度	104,411 (43.6%)	46,246 (19.3%)	81,586 (34.1%)	396 (0.2%)	6,573 (2.7%)	239,212 (100.0%)	594,208 —

③奨学金支給総額

区分	民間団体等					計	《参考》 日本育英会
	地方公共団体	学校	公益法人	営利法人	個人・その他		
大学院	百万円 99	百万円 2,683	百万円 2,716	百万円 31	百万円 102	百万円 5,631	百万円 83,601
短期大学	8,954	13,873	11,675	31	229	34,763	373,171
高等専門学校	837	952	650	0	22	2,462	30,728
高等学校	191	13	137	0	2	343	2,585
高等専修学校	8,287	2,815	13,072	3	61	24,238	28,590
その他の (各種学校等)	1,540	1,112	1,148	0	29	3,830	63,995
	202	114	437	0	61	815	—
合計	20,111 (27.9%)	21,562 (29.9%)	29,836 (41.4%)	66 (0.1%)	507 (0.7%)	72,082 (100.0%)	582,670 —
増減数	1,433	5,098	4,098	△ 139	△ 1,873	8,618	231,044
増減率	7.7%	31.0%	15.9%	△ 67.6%	△ 78.7%	13.6%	65.7%
平成11年度	18,678 (29.4%)	16,464 (25.9%)	25,737 (40.6%)	204 (0.3%)	2,381 (3.8%)	63,465 (100.0%)	351,626 —

(注) () は、構成比 (%) である。

[出典：日本学生支援機構「平成15年度育英奨学事業に関する実態調査」(16.3.1現在)]

民間団体による育英奨学事業の概況

法人名	法人の目的	事業内容	16年度事業実績			返還条件等		
			事業費	事業内容 (奨学金対象者・人員・月額)		返還方法	利息徴収の有無	その他
財団法人 旭硝子奨学会	日本人学生及び外国人留学生のうち、経済的援助を必要とする優れた人材に対して、奨学金を支給することにより、国内外の社会に有用な人材を育成する。	奨学金の 給与	千円 70,420	大学院生 65名 留學生 11名	40,000円 ～100,000円 90,000円			
財団法人 伊藤謝恩育英財団	学業優秀な学生・生徒（留学生を含む。）及び日本留学を志す者に対し、経済的な援助を行うとともに、国内外の日本研究を行う者の活動を支援し、もって社会有用の人材の育成及び社会の発展に寄与する。	給与	63,976	大学院生 2名 大学生 65名 高校生 0名 留學生 0名	160,000円 60,000円 ～120,000円 50,000円 (年間) 1,000,000円			
財団法人 岩國育英財団	学資の支弁が困難と認められ、かつ、意欲と能力に優れた、高等学校の生徒又は大学もしくは大学院の学生に対して奨学援助を行い、もって社会有為の人材を育成し、教育の振興に寄与する。	給与	82,403	大学院生 5名 大学生 63名 高校生 10名	120,000円 100,000円 (一時金) 300,000円			
財団法人 小原白梅育英基金	研究意欲旺盛にして、品行方正、学術優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金を援助し、もって社会に役立つ人材を育成する。	給与	166,400	大学生 286名	50,000円			
財団法人 樫山奨学財団	大学の学生で学業優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援助を行うことにより、社会有用の人材を育成する。	給与	121,379	大学院生 13名 大学生 211名	100,000円 36,000円			
財団法人 警察育英会	職務によらないで凶悪犯罪の現行犯人の逮捕に当たり、または水難、山岳における遭難などに際し自らの危険をかえりみず人命の救助に当たったため、災害を受けて死亡し、または障害の状態となった者および殉職するなどした警察職員の子弟が、品行方正、学術優秀、身体強健でありながら、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行う。	給与	55,342	大学生 78名 高校生 71名 小・中学生 96名	14,000円 ～41,000円 9,000円 ～23,000円 7,000円 ～9,000円			
財団法人 交通遺児育英会	道路における交通事故が原因で死亡した者または著しい後遺障害が存する者の子女等のうち、経済的理由により修学が困難な者等に対し奨学金の貸与等を行い、もって社会有用の人材を育成する。	貸与	1,139,300	大学院生 37名 大学生 726名 高校生 917名 専修生 235名 各種生 5名	50,000円 100,000円 40,000円 ～60,000円 20,000円 ～40,000円 20,000円 ～80,000円 40,000円 ～60,000円	貸与終了後6か月を 経過した後20年以内 の割賦	利息なし	本人の死亡、心身障害の 場合、交通事故防止に直 接関係のある業務に従事 した場合は返還を免除す る。
財団法人 実吉奨学会	大学および大学院で主として理工系の学科を専攻する学生で、学業優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成する。	貸与 (留學生は 給与)	216,085	大学院生 141名 大学生 235名 留學生 10名	43,000円 30,000円 ～36,000円 100,000円	貸与終了後6か月を 経過した後、貸与期 間の5倍以内で15年 を限度に割賦	利息なし	本人の死亡、心身障害の 場合は返還を免除する。
財団法人 消防育英会	国民が、消防活動に従事し、または協力したため、災害を受けて死亡し、または障害の状態となった場合、および消防職員または消防団員が、公務により死亡し、または障害の状態となった場合において被災者の子弟が、品行方正、学術優良、身体健康でありながら、経済的理由により修学困難なとき、それらの子弟に対する学資の給与その他育英上必要な事業を行う。	給与	18,662	大学生 18名 高校生 39名 小・中学生 51名	17,400円 ～41,000円 10,800円 ～23,000円 5,400円 ～10,000円			
財団法人 高村育英会	大学に在学し、学業優秀、品行方正、健康でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を与え、もって、社会有用の人材を育成するとともに、学術研究を行う者に対し研究費の助成を行い、もって、学術研究の発展に寄与する。	給与	69,120	大学生 166名 留學生 18名	30,000円 50,000円			
財団法人 竹中育英会	志操堅固、学力優秀、身体強健である一般子弟のうち、経済的事由により修学困難な者に対し学資の給与をなす等、教育事業に対し助成を行うことにより、国家社会に貢献する。	給与	120,720	大学院生 51名 大学生 119名	50,000円 ～70,000円 50,000円 ～70,000円			
財団法人 帝人奨学会	一般優秀学生に対して育英上必要な事業を行い、将来社会に貢献し得る有為の人材を育成する。	貸与	40,320	大学院生 42名	80,000円	貸与終了後6か月を 経過した後、貸与期 間の5倍以内の割賦	利息なし	本人の死亡、心身障害の 場合は返還を免除する。

主要大学の育英奨学事業の状況（平成17年度）

大学名	主要財源	創設年度	奨学生数 (学部) (16年度)	貸与(給与)額 (年額)	選考方法	給与・貸与の別	返 還 条 件				日本学生支援 機構との重複	備 考
							利子の有無	返還期間	返還免除	延滞金徴収の有無		
青山学院大学	基金利子	昭34	391人	732,000円	家計・人物	貸与	無	20年以内	原則としてな 委員会での協議	有	不可	ほかに給与制あり。
学習院大学	大学負担	昭28	160	納付金相当額以内 305,000～1,315,800円	家計・学力	貸与	無	15年以内	死亡等のとき 免除	無	可	ほかに給与制あり。
慶應義塾大学	基金利子	平10	792	200,000～800,000円	学力	給与					可	
国際基督教大学	銀行ローン方式	平10	420	授業料の範囲内(希望額) (学期毎448,000円以内)	書類による	貸与	卒業後「短期フ イムレート+0.5」% 年2回見直し	20年以内	死亡等のとき 免除	有	可	ほかに給与制あり。
中央大学	大学負担	昭39	717	480,000円又は720,000円	家計・人物・学力	貸与	無	15年以内	死亡・心身障 害のとき免除	無	第二種奨学金のみ可	ほかに入学時貸与制度、応急貸与制度及び給与制あり。
日本大学	基金利子	昭50	11	授業料の範囲内 400,000～2,500,000円	家計・学力	貸与	卒業後3%	10年以内	無	有	原則不可	ほかに貸与制、給与制あり。
法政大学	大学負担	昭37	860	一部文系 130,000円 理工系 160,000円 (二部 90,000円)	家計・学力	給与					可	ほかに給与制あり。
明治大学	大学負担	昭24	1,190	授業料の1/2相当額 363,000～544,500円	家計・学力	貸与	無	10年以内	死亡等のとき 免除	無	可	ほかに給与制あり。
立教大学	大学 経常費	平13	97	文学部 400,000円 理学部 600,000円	家計・人物・学力	給与					受給が前提	ほかに給与制あり。
早稲田大学	基金利子	昭61	777	給付額(年額) 220,000～400,000円	家計	給与					可	ほかに給与制あり。
関西大学	大学負担	昭38	721	一部文系学部 190,000円 工学部 290,000円 二部全学部 105,000円 総合情報学部 260,000円 ※セメスター制につき、 一学期分のみ	家計・学力	貸与	無	借用総額に より異なる	死亡等のとき 免除	有	緊急採用のみ可	ほかに貸与制、給与制あり。
関西学院大学	一般 経常費	昭23	692	文系 特別 890,000円 1種 400,000円 2種 200,000円 理系 特別 1,390,000円 1種 640,000円 2種 320,000円 総合政策学科 特別 1,180,000円 1種 530,000円 2種 265,000円 メディア情報学科 特別 1,230,000円 1種 560,000円 2種 280,000円	家計・学力	給与					可	ほかに貸与制、給与制あり。

特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度

制度の名称	所轄機関	対象学校	平成17年度		貸与基準	日本学生支援機構奨学金との関係	返還条件等
			人員	貸与月額			
自衛隊法による貸費学生制度	防衛庁	大学院	衛生貸費学生 0人 技術貸費学生 16人 計 16人	54,000円	医・歯・理・工学専攻の学生で修学後専攻の学術を応用し、自衛隊に勤務しようとする者	将来の身分拘束を伴う奨学金を除き日本学生支援機構その他の奨学金の重複を認める。	在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上及び死亡又は心身障害による等の場合返還免除。自衛隊に勤務しない等の場合、2年以内に返還。
矯正医官修学資金貸与法による修学資金貸与制度	法務省	大学 〔医学部医学専攻のみ〕	13人 (平成18年度予算案)	54,000円	医学専攻の学生で、修業後矯正施設(刑務所、拘留所、少年院等)に勤務しようとする者	(同上)	3年以上矯正施設に勤務(貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除)及び在職中の死亡又は心身障害による場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間の1/2相当年数内に返還。
母子及び寡婦福祉法による修学資金貸与制度(2/3貸付)	厚生労働省 〔都道府県指定都市中核都市〕	高等学校 専修学校 短大	母子 38,761世帯 寡婦 1,322世帯 計 40,083世帯 (16年度実績)	16年度 高校 国公立 27,000円 私立 45,000円 大学 国公立 67,500円 私立 81,000円 〔ほかに就学支度資金制度あり 小学校・中学校を含む。〕	配偶者のいない女子で、扶養している子女を修学させている者	日本学生支援機構、各都道府県奨学金を除外する。	死亡又は心身障害の場合、返還免除。左記以外の場合貸与終了後6か月経過後20年以内に割賦返還。
生活福祉資金貸付制度による修学資金貸付制度(2/3補助)	厚生労働省 〔実施機関都道府県社会福祉協議会〕	高校(専修学校高等課程を含む) 高専 短大(専修学校専門課程を含む) 大学	7,641世帯 (16年度実績)	35,000円以内 60,000円以内 60,000円以内 65,000円以内 (修学費のほかに就学支度費あり)	低所得世帯の自立助長等のための制度で当該世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学する場合	日本学生支援機構、その他の奨学金の貸付が受けられない場合、貸し付ける。	学校卒業後6か月経過後20年以内に割賦返還。
アイヌ子弟高等学校等進学奨励費制度(1/2補助)	文部科学省 〔実施機関北海道〕	給付 { 高校 高専 } 貸与 { 大学 短大 }	791人 169人	補助単価 高校・高専 国公立 23,000円 私立 43,000円 大学・短大 国公立 50,000円 私立 82,000円	アイヌの子弟で、経済的理由により修学が困難な者	日本学生支援機構、母子及び寡婦福祉法による奨学金等は除外する。	死亡・心身障害の場合、奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が生活困難のため奨学金の返還が困難であると認められる場合は返還免除。上記以外の場合、貸与終了後6ヶ月経過後20年以内に割賦返還。
日本学術振興会特別研究員事業(DC)	文部科学省 〔実施機関(独)日本学術振興会〕	給付 大学院(博士)	3,820人 (平成18年度予算案)	研究奨励金 博士課程在学者 200,000円	採用年度4月1日現在、年齢34歳未満(医学・歯学又は獣医学を履修する課程に在学する者については年齢36歳未満)で、大学院博士課程に在学し、優れた研究能力を有する者	日本学生支援機構、その他の奨学金の重複は認めない。	

私立大学等の経常費に対する補助

平成18年度予算額 331,250,000千円
(平成17年度予算額 329,250,000千円)

- (1) 本補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の教育研究条件の維持向上、学生の修学上の経済的負担の軽減等に資するため、その教育及び研究に係る経常的経費に対して補助するものです。
- (2) 平成18年度においては、私立大学等への基盤的助成として不可欠な「一般補助」については、新たに、教職員の雇用保険料等や学校教育法において義務付けられている「認証評価制度」に対応する評価料等について補助対象となります。
- (3) 「特別補助」については、経済的に修学困難な学生に対する「授業料減免事業等支援経費」を創設するほか、地域の活性化や生涯学習ニーズへの対応など社会的要請の強い特色ある教育研究への支援を充実します。さらに、「私立大学教育研究高度化推進特別補助」については、制度創設3年目となる法科大学院への支援を強化するとともに、引き続き、競争的環境の下で世界水準の優れた私立大学等づくりを目指す観点から、意欲と可能性に富んだ私立大学等への重点的な支援を推進します。

[内 訳]

(単位：百万円)

区 分	18年度予算額	17年度予算額	差引増△減額
一 般 補 助	220,379	219,379	1,000
うち 教職員の雇用保険料(新規)	1,432	—	1,432
非常勤教員の労災保険料等(新規)	278	—	278
認証評価経費(新規)	138	—	138
特 別 補 助	110,871	109,871	1,000
特別補助	37,160	34,860	2,300
生涯学習・地域活性化推進特別経費	8,771	8,471	300
個性化推進特別経費	18,646	16,596	2,050
うち 授業料減免事業等支援経費(新規)	2,000	—	2,000
多様化推進特別経費	9,743	9,793	△ 50
私立大学教育研究高度化推進特別補助	73,711	75,011	△ 1,300
大学院高度化推進特別経費	25,681	24,881	800
うち 法科大学院支援経費	4,800	4,000	800
学術研究推進特別経費	11,385	11,785	△ 400
大学教育高度化推進特別経費	14,944	16,644	△ 1,700
高度情報化推進特別経費	21,701	21,701	0
総 計	331,250	329,250	2,000

[予算額の推移]

(単位：億円)

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
予 算 額	3,197.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5	3,312.5
対 前 年 度 増 減 額 (率)	(1.8%) 55	(0.6%) 20	(1.4%) 45	(0.9%) 30	(0.6%) 20
うち 特別補助(注)	972	1,012	1,064	1,099	1,109
予算額に対する 特別補助の割合	30.4%	31.5%	32.6%	33.4%	33.5%

(注) 平成14年度以降の特別補助には私立大学教育研究高度化推進特別補助を含む。

私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等経常費補助金

一般補助 平成18年度予算額 220,379百万円
 特別補助 平成18年度予算額 37,160百万円

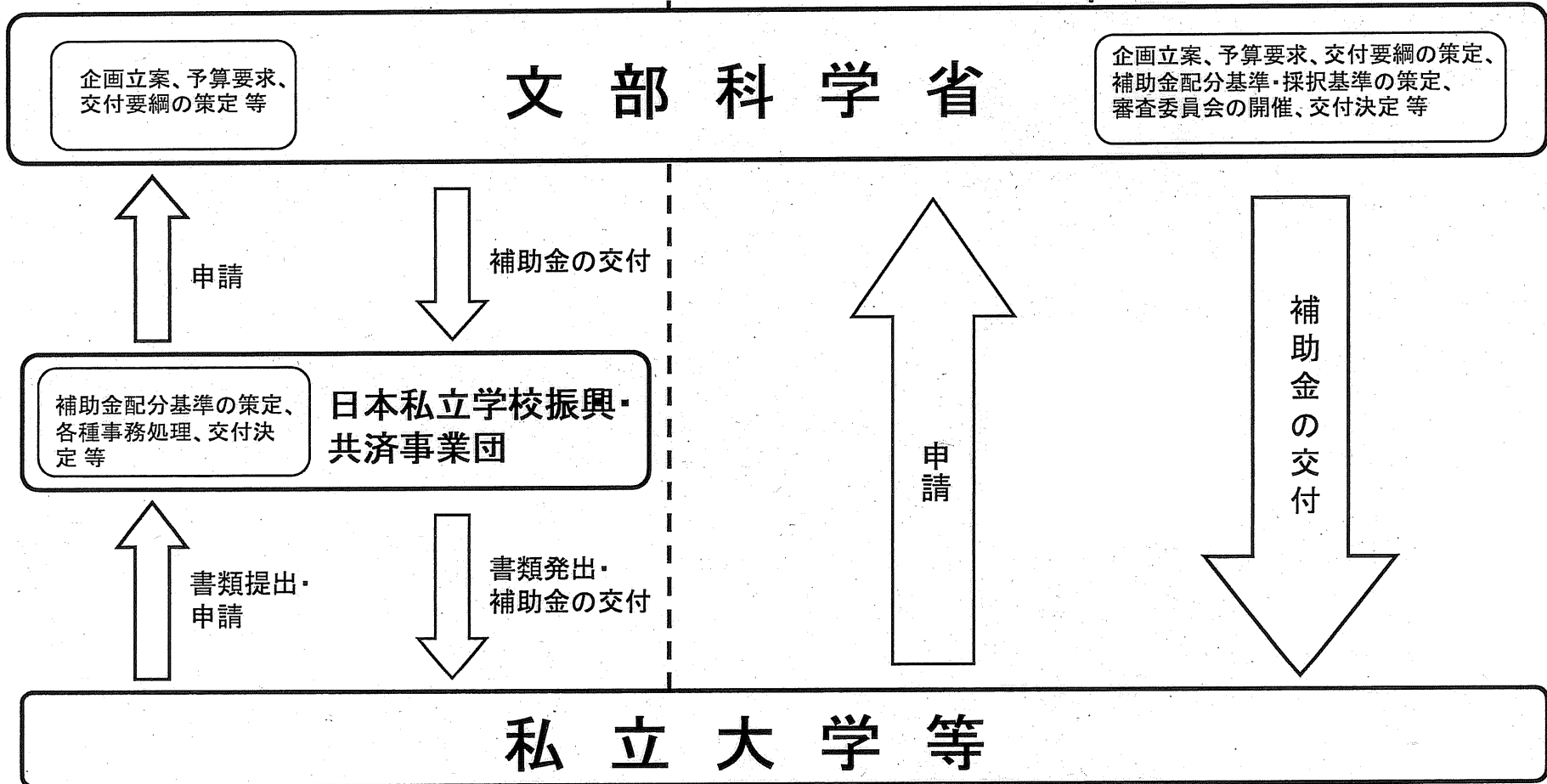
私立大学教育研究高度化
 推進特別補助
 平成18年度予算額 73,711百万円

○私立大学・大学院等教育 研究装置施設整備費補助金

平成18年度予算額 11,434百万円

○私立大学等研究設備 整備費等補助金

平成18年度予算額 6,477百万円



国立大学法人の授業料等免除について

【免除制度の意義】

経済的理由などにより、授業料等の納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

【国立大学法人における授業料等免除の取扱い】

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由等により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等免除など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。
- 運営費交付金の算定に当たっては、授業料等免除について考慮。
- 国が運営費交付金の用途を限定することは、法人化の趣旨や交付金の性格上、困難であることから、具体の免除の実施等については、各国立大学法人の判断。

〔 国が示してきた経済的な基準である家計基準等は廃止し、各国立大学法人において学生の修学支援の観点から独自の基準で実施 〕

<参 考>

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（抄）

（平成16年文部科学省令第十六号）

（経済的負担の軽減のための措置）

第十一条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

私立大学等経常費補助金(特別補助)授業料減免事業等 支援経費の概要

【制度の趣旨】

私立大学等において、経済的に修学困難な学生を対象に実施している奨学事業について支援する。(平成18年度～)

【対象事業】

私立大学等が、経済的に修学困難であることを減免等の要件として、独自に実施する次の事業を対象とする。(経済的に修学困難であることを減免等の要件としていない事業は除く。)

- 授業料、入学金等学生納付金の減免事業
- 給付制の奨学金(生活費として給付するものを含む)の給付事業
- 学生が金融機関から借り入れた教育ローン等の利子の全額又は一部を負担する事業

【配分方法(案)】

各大学等において実施した上記対象事業に係る経費の一部について補助する。

※ 詳細は検討中。

「授業料減免事業等支援経費」 平成18年度予算 2,000百万円

(参考)

平成17年度まで	平成18年度から
<p>私立大学等経常費補助金(一般補助) (対象事業) 経済的に修学困難な学生に対する 奨学事業 (配分方法) 対象事業費が当該大学等の学生 納付金収入に占める割合に応じて、 <u>補助金を増額する。</u></p>	<p>私立大学等経常費補助金(特別補助) (対象事業) 同左 (配分方法) <u>対象事業費の一部について、補助する。</u></p>

大学院学生に対する主な経済的支援

独立行政法人日本学術振興会による特別研究員事業（フェローシップ）

1. 概要

優れた若手研究者に対して、自由な発想を基に主体的に研究課題等を選びながら生活の不安なく研究に専念できる機会を与えるため、優れた研究能力を有する若手研究者（博士課程学生、ポストドクター）を日本学術振興会において「特別研究員」として採用している。

採用された「特別研究員」には、生活費に相当する「研究奨励金」が支給される（返納義務はなし）とともに、研究遂行に必要な経費として「科学研究費補助金（特別研究員奨励費）」への申請資格が付与される。

（特徴）

- ① 優れた若手研究者が主体的に研究課題、研究の場を選びながら研究に専念できる。
- ② 多様な学問分野における研究者養成に資するよう、人文・社会科学及び自然科学の全分野を対象。
- ③ 支援対象者に応じた多様な採用区分を設けている。博士課程学生に対する支援については、以下のとおり区分。

ア. 特別研究員（DC1）（博士課程後期1年次生、支援期間：3年間）

イ. 特別研究員（DC2）（博士課程後期2年次以上生、支援期間：2年間）

ウ. 特別研究員（21COE）（「21世紀COEプログラム」選定拠点である大学院の博士課程後期学生、支援期間：2年間又は3年間）

- ④ 約6倍近い競争環境の下、優秀な博士課程学生を採用。

2. 待遇等(平成17年度)

○特別研究員（DC）（研究奨励金、研究費についてはDC1、DC2、21COEともに共通）

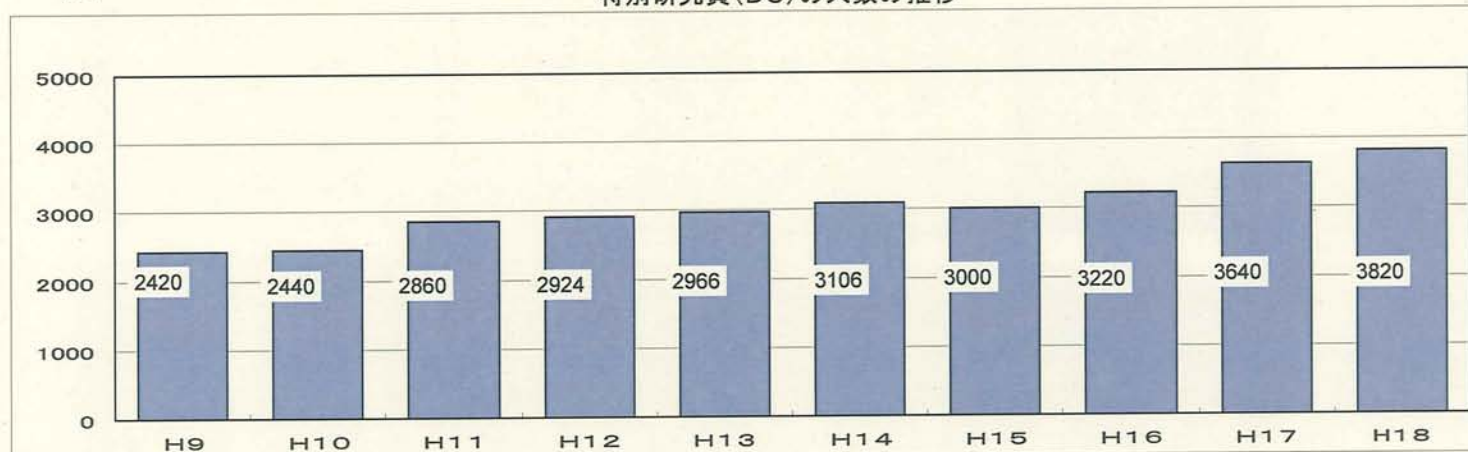
採用期間：2年間又は3年間

研究奨励金：月額 200,000円

研究費：科学研究費補助金（特別研究員奨励費）から年額150万円以内交付

(人)

特別研究員(DC)の人数の推移



*①H9～H18は当初予算。

②H15以降の人数には、21世紀COEプログラムに係るものを含む。

ティーチング・アシスタント（TA）

大学に雇用され、セミナーの指導、実験・実習の指導、試験の実施、学部学生の講義等を担当し、その対価として、一定額の給付金が支給されるもの。

一 国立学校特別会計（運営費交付金）における制度概要 一

1. 概要

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務を行わせ、学部教育等におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする。

2. 対象者

大学院に在籍する優秀な学生

3. 待遇等(平成15年度)(国立大学)

待遇：月額43,200円程度

博士 1,080円程度/時間

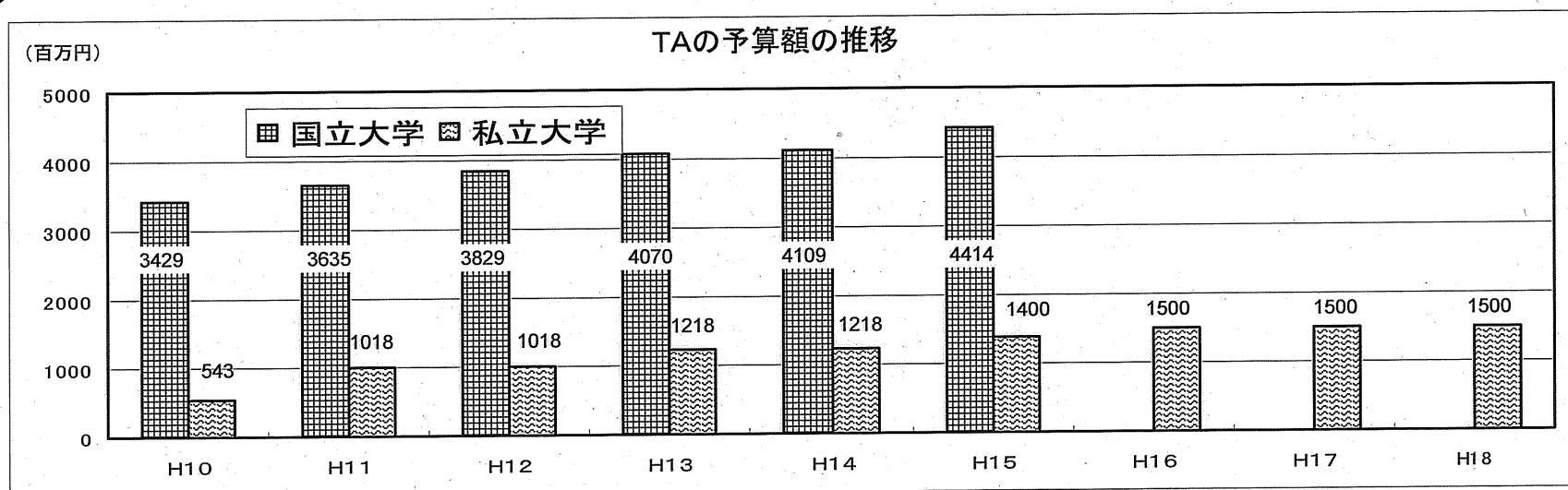
修士 1,080円程度/時間

期間：1年間(更新可)

* 国立学校特別会計において国立大学・大学共同利用機関に措置されているTA経費については、平成16年度以降、法人化に伴い、「国立大学法人運営費交付金」に移行し、各法人の裁量により運用。

* 私立大学については、TAの活用に係る所要額の一部を、学校法人に対し補助。

(参考)



*①国立大学の額は、国立学校特別会計における予算額。

*②私立大学の額は、私立大学等経常費補助金における予算額。

リサーチ・アシスタント（RA）

大学教員の研究補助者として雇用されるもので、雇用された大学院学生の給与と授業料などの経費が支給される。学生の研究補助事業に対する対価として支払われるもの。

一 国立学校特別会計（運営費交付金）における制度概要 一

1. 概要

国立大学・大学共同利用機関の研究プロジェクト等に優秀な博士後期課程在学者を研究補助者として参画し、研究プロジェクトの効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図る。

* 研究プロジェクト等とは、特定の研究課題やテーマについて、一定期間編成される研究チームが共同して取り組む課題性を持った研究活動を指す。（特定の研究経費を利用した研究プロジェクトに限らず、複数の研究経費を複合した学内プロジェクト的な臨機応変に組織される研究活動を含む。）

2. 対象者

大学院博士課程に在籍する学生

3. 待遇等（平成15年度）（国立大学）

待遇：月額86,000円程度

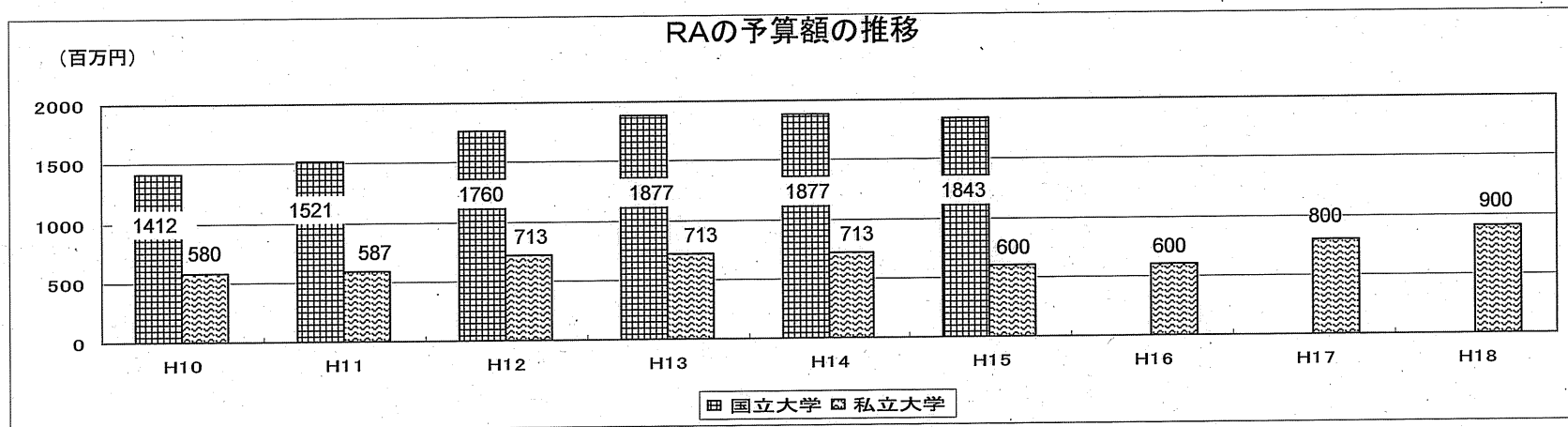
博士 1,080円程度/時間

期間：1年間（週20時間程度を上限とし、通算200時間程度以上が標準）

* 国立学校特別会計において国立大学・大学共同利用機関に措置されているRA経費については、平成16年度以降、法人化に伴い、「国立大学法人運営費交付金」に移行し、各法人の裁量により運用。

* 私立大学については、RAの活用に係る所要額の一部を、学校法人に対し補助。

（参考）



*①国立大学の額は、国立学校特別会計における予算額。

②私立大学の額は、私立大学等経常費補助金における予算額。

③私立大学のRAは、ポストドクター等を含む。

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業

1. 概要

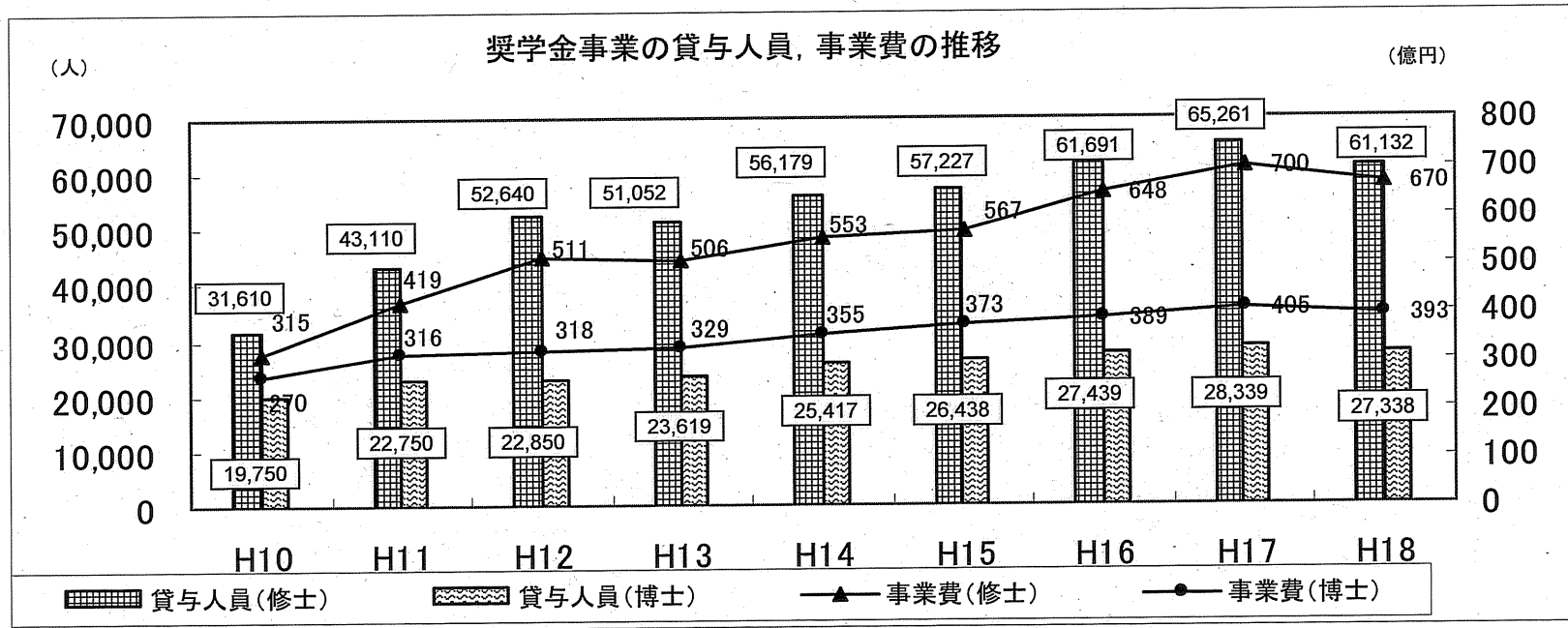
経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うことにより、教育の機会均等に寄与し、豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とする。

2. 対象者

大学・短大，高専，**大学院**，専修学校専門課程生

【大学院学生に対する奨学金事業】(予算ベース)

平成18年度 貸与人員 88,470 人
事業費 1,063 億円



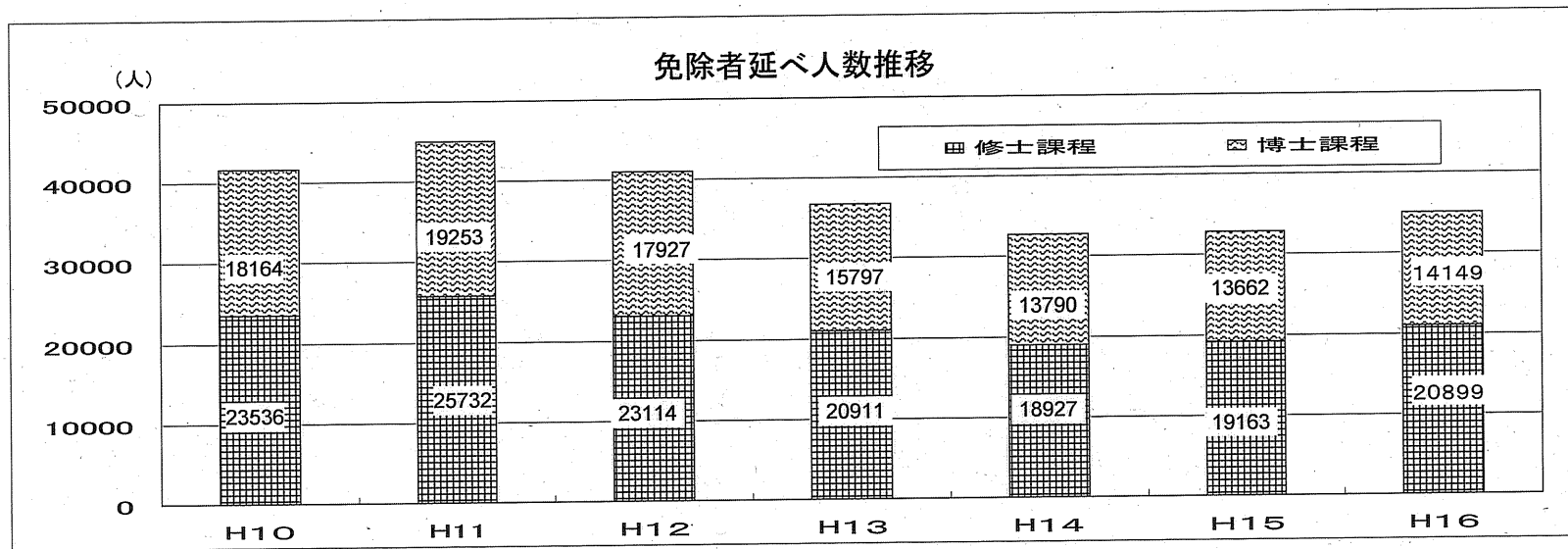
授業料免除制度（国立大学）

1. 免除制度の意義

経済的理由などにより、授業料等の納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

2. 授業料等免除の取扱い

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由等により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等免除など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。
- 国立大学法人運営費交付金の算定に当たっては、授業料等免除について考慮。
- 国が運営費交付金の使途を限定することは、法人化の趣旨や交付金の性格上、困難であることから、具体の免除の実施等については、各国立大学法人の判断。



- (注) 1. 本表は、経済的理由及び特別な事情に（学費負担者の死亡、風水害等）による免除のみである。
 2. 「免除者延べ人数」...授業料納付時期（年2回）ごとに免除対象となる者の審査を行っているため、延べ人数となっている。